昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目次

◇規則
恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則
恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続に関する規則
◇告示
家畜人工授精講習会の開催
入会林野整備計画の認可
解除予定の保安林（二件）
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の適否の決定
土地改良事業の認可（十二件）
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
◇選管告示
公職選挙法第百六十一条第一項第三号に規定する施設
◇教委告示
教育委員会の招集
◇公告
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

規則

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平林鴻三

鳥取県規則第七十四号

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴う恩給年額の改定及び請求手続に関する規則

（この規則の趣旨）

第一条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十三号。以下「法律第九十三号」という。）の施行に伴い、年額を改定すべき恩給で知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

（改定通知書の発行）

第二条　法律第九十三号附則第二条、第三条、第五条から第十条まで若しくは第十三条又は同法による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）附則第八条第一項の規定により年額を改定すべき恩給（次条において「改定すべき恩給」という。）で、昭和四十九年八月三十一日以前の日付けのある証書によつて支給しているも

のについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

（証書の発行）

第三条　改定すべき恩給で昭和四十九年九月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

（雑則）

第四条　法律第九十三号の施行に伴い年額を改定すべき恩給の改定及び請求手続で、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）及び鳥取県恩給給与細則（昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号）の定める例による。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続に関する規則をここに公布する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県規則第七十五号

恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例等の施行に伴う恩給の年額の改定手続に関する規則

（この規則の趣旨）

第一条　恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第三十二号。以下「条例第三十二号」という。）、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第三十六号。以下「条例第三十六号」という。）及び恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十三号。鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号）第十九条第五項及び第二十五条において準用する部分に限る。以下「法律第九十三号」という。）の施行に伴い年額を改定すべき恩給（以下「改定すべき恩給」という。）の改定手続については、この規則の定めるところによる。

（改定通知書の発行）

第二条　改定すべき恩給で昭和四十九年十月十四日以前の日付けのある証書によつて支給しているものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

（証書の発行）

第三条　改定すべき恩給で昭和四十九年十月十五日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

第四条　昭和四十九年九月以後に新たに給与が始まる恩給で昭和四十九年十月十四日以前の日付けのある証書を発行したものについては、受給者の請求を待たずにその年額を訂正し、条例第三十二号、条例第三十六号又は法律第九十三号による改正後の年額を表示した証書を発行する。

（雑則）

第五条　改定すべき恩給の改定手続でこの規則に別段の定めのない事項については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則

（昭和三十年四月鳥取県規則第十四号）の定める例による。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

鳥取県告示第九百六十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号の規定による家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　開催場所

東伯郡赤碕町松谷　鳥取県種畜場

二　開催期間

昭和五十年一月二十日から同年同月三十一日まで

三　講習の対象となる家畜の種類

牛

四　受講手続

鳥取県家畜人工授精講習会規程別記様式第一号による受講願書（二部）に同規程第六条各号に掲げる書類（各一部）を添えて、昭和四十九年十二月五日までに所轄の家畜保健衛生所に提出すること。

五　その他

1　講習会終了後に修業試験を実施する。

2　その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第九百六十四号

鳥取市国安国安入会林野整備組合組合長岡村重治から申請のあつた国安入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字大谷頭一〇六六の一、一〇六六の三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的

水源のかん養

三　解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百六十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一　七一四の二五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三　解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、五本松土地改良区の定款の変更を昭和四十九年十月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百六十八号

昭和四十九年十月九日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（柿谷地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和四十九年十一月六日から二十日間

三　縦覧に供する場所

鹿野町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申出ること。

鳥取県告示第九百六十九号

東伯郡羽合町大字上浅津五〇三番地出西利秋ほか五十六人の者から申請のあつた土地改良（浅津地区農道舗装）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の定規に基づき、昭和四十九年十月三十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百七十号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（日吉津地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百七十一号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（入蔵地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百七十二号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（福清地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百七十三号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（福成地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百七十四号

会見町から申請のあつた町営土地改良（田住地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百七十五号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（今吉地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百七十六号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（妻波地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百七十七号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（原地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百七十八号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（大立地区区画整理）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百七十九号

大山町から申請のあつた町営土地改良（前地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百八十号

大山町から申請のあつた町営土地改良（種原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

鳥取県告示第九百八十一号

　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、智頭団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

　昭和四十九年十一月五日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

一　施行者の名称
　鳥取県住宅供給公社
二　事業施行期間
　昭和四十八年二月十六日から昭和五十年三月三十一日まで
三　施行地区
　八頭郡智頭町大字智頭字段八十、字段、字中段、字下モ段、字ダン山及び字下ダン山の各一部
四　土地区画整理事業の名称
　智頭団地土地区画整理事業
五　事務所の所在地
　鳥取市東町一丁目三百十九番地
六　施行認可の年月日
　昭和四十八年二月十二日
七　変更認可の年月日
　昭和四十九年十月三十一日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十号

　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する施設を次のとおり指定した旨鳥取市選挙管理委員会から報告があったので、同法同条第四項の規定により告示する。

　昭和四十九年十一月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長　加　藤　　章

施設の名称	所在地
鳥取市立古海隣保館	鳥取市古海八二七番地四
鳥取市立下味野隣保館	鳥取市下味野一九九番地の三
鳥取市立倉田隣保館	鳥取市八坂四九番地六

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

　定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

　昭和四十九年十一月五日

鳥取県教育委員会委員長　藤　間　忠　顕

一　日時　昭和四十九年十一月八日　午後一時
二　場所　鳥取市東町一丁目二二〇番地　鳥取県教育委員会委員室
三　議題　(1) 鳥取県立鳥取図書館協議会委員の任命について
(2) その他

公告

鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和49年11月5日

鳥取県公安委員会委員長　手嶋義之

1　開催の日時及び場所

日時	場所	受講対象者
昭和49年11月26日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和49年12月3日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

2　受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

3　講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令　2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い　1時間

4　考査

講習修了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5　受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6　携行品

(1) 筆記用具
(2) 猟銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙
(3) 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可　発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県　【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】